

第 7 期 決 算 公 告

平成20年6月27日

大阪府中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 檜垣 誠司

貸借対照表（平成20年3月31日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,013,320	流動負債	52,248
現金及び預金	1,383	一年以内償還予定社債	20,000
有価証券	828,000	未払金	31,071
前払費用	1	未払費用	558
繰延税金資産	32,676	未払法人税等	22
未収収益	49	未払消費税等	77
未収入金	32,113	賞与引当金	404
未収法人税等	119,096	その他	113
固定資産	1,214,630	固定負債	235,000
有形固定資産	12	社債	190,000
器具及び備品	12	長期借入金	45,000
無形固定資産	66	負債合計	287,248
商標権	53	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	13	株主資本	1,940,702
投資その他の資産	1,214,550	資本金	327,201
関係会社株式	1,111,267	資本剰余金	777,155
関係会社長期貸付金	70,000	資本準備金	327,201
繰延税金資産	33,277	その他資本剰余金	449,953
その他	5	利益剰余金	837,626
		その他利益剰余金	837,626
		繰越利益剰余金	837,626
		自己株式	1,280
		純資産合計	1,940,702
資産合計	2,227,950	負債・純資産合計	2,227,950

損益計算書

平成19年 4月 1日から
平成20年 3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	600,477
関係会社受取配当金	593,813
関係会社受入手数料	4,828
関係会社貸付金利息	1,286
その他	549
営業費用	10,551
支払利息	3,392
社債利息	2,284
販売費及び一般管理費	4,324
その他	549
営業利益	589,926
営業外収益	1,993
有価証券利息	1,710
受入手数料	130
その他	152
営業外費用	1,632
株式交付費	1,632
その他	0
経常利益	590,287
特別損失	1
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	590,285
法人税、住民税及び事業税	1,024
法人税等調整額	33,364
当期純利益	624,674

< 重要な会計方針 >

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法により行っております。

子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品：2年～20年

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年で償却しております。なお、これらによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。

ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に一括費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金として計上してはいましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。

なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は351百万円であります。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

8. 重要な会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以降に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

これにより、当事業年度よりこれまで現金及び預金に含まれていた「譲渡性預金」を「有価証券」と表示しております。

< 貸借対照表に関する注記 >

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する短期金銭債権 861,546 百万円
関係会社に対する長期金銭債権 70,000 百万円
関係会社に対する短期金銭債務 31,071 百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 47 百万円
4. 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

< 損益計算書に関する注記 >

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
営業収益 600,477 百万円
営業費用 1,925 百万円
営業取引以外の取引高 1,710 百万円

< 税効果会計に関する注記 >

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式償却否認額	790,157 百万円
税務上の繰越欠損金	274,785 百万円
その他	173 百万円
繰延税金資産小計	1,065,116 百万円
評価性引当額	999,162 百万円
繰延税金資産の純額	65,954 百万円

< リースにより使用する固定資産に関する注記 >

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
車両運搬具	13 百万円	10 百万円	3 百万円

2. 未経過リース料年度末残高相当額

1 年以内	2 百万円
1 年超	1 百万円
合 計	4 百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	4 百万円
減価償却費相当額	3 百万円
支払利息相当額	0 百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

< 関連当事者との取引に関する注記 >

1. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 りそな銀行	直接 100.0 %	経営管理 金銭貸借 関係 預金取引 関係	譲渡性預金	596,432	有価証券	828,000
				受取利息	1,710	未収収益	44
				借入金利息	1,662	-	-
子会社	株式会社 埼玉りそな銀行	直接 100.0 %	経営管理 金銭貸借 関係	資金の貸付	-	関係会社 長期貸付金	45,000
				貸付金利息	1,012	未収収益	2
子会社	株式会社 近畿大阪銀行	直接 100.0 %	経営管理 金銭貸借 関係	資金の貸付	10,000	関係会社 長期貸付金	25,000
				貸付金利息	273	未収収益	3

- (注) 1. 譲渡性預金の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。
 2. 譲渡性預金については、主として期間 1 ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
 3. 借入金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
 4. 貸付金は、劣後特約付貸付金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主の子会社	株式会社 整理回収機構	-	金銭貸借 関係	資金の借入	-	長期借入金	45,000
				借入金利息	1,012	未払費用	2

(注) 借入金は、劣後特約付借入金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- 1株当たり純資産額 53,005円 27銭
 1株当たり当期純利益 51,933円 83銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定時株主総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」）施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。

(2) 株式分割の割合

普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。

(3) 単元株制度の導入

普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。

(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期

株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。

上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下の通りであります。

（前事業年度）

1株当たり純資産額	1,039.01円
1株当たり当期純利益	323.67円

（当事業年度）

1株当たり純資産額	530.05円
1株当たり当期純利益	519.33円